

## 兄弟姉妹の皆様

私たちのローマのパパ様・故フランシスコ教皇様は今回のシノドスにおいて、「第2バチカン公会議を見直し、立ち戻り、生かしてほしい」とメッセージをくださいました。

2022年待降節から、ミサの式次第が新しくなりました。これも、その新しい流れの一つです。

今回はサンパウロ発行 第2バチカン公会議 公文書全集 南山大学監修 「第3章 その他の秘跡、および準秘跡」を解説します。

私たちも、ミサや祈りに主体的に関わるよう、ご一緒に学びましょう。

尚、わかりやすい表現を用いるため、多くの資料を参考にさせていただいておりますことをはじめにお伝えしておきます。

主任司祭 ペトルス・ウィリー・ソバ・ドイ O.C.D.

## 第3章 その他の秘跡、および準秘跡

### 典礼憲章 ③5 ~第二バチカン公会議公文書より~

叙階：叙階の儀式は、そのミサやミサ式次第についても改訂されなければなりません。

助祭、司祭、司教のそれぞれの叙階式、聖別のために初めに行われる司教の訓話は国語で行うことが出来ます。

司教の聖別に際しては、列席するすべての司教が志願者の頭に手を置く（握手する）ことが出来ます。

婚姻：ローマ儀式書にある「結婚の儀式」を改訂して、より豊かなものとし、それによって「秘跡の恩恵」がより明らかに示され、「夫婦の務め」が強調されるようにしなくてはなりません。

トリエント公会議大24総会『婚姻法の改訂について』（1563年11月1日）より  
「ある地方で婚姻の秘跡が行われる時、その地方において称賛に値する他の慣習や祭式が用いられているならば、それらがすべて保たれることを聖なる教会会議は強く希望します」

更に、本憲章第22条2項にいう地域所轄の教会権限保持者（司教団）には、第63条【言語】によって地方と民族の風習に適した独自の儀式を造り出す権限が与えられています。

しかし、結婚に立ち会う司祭が当事者（新郎新婦）の同意を確かめる、という約束は保たれなければなりません。

結婚式は通常（新郎新婦がともにカトリック信徒の場合）、ミサ聖祭のうちにおいて、福音朗読と説教の後、「共同祈願」の前に行われます。

これまでの「新婦のための祈願」は、新郎新婦が相互に忠実であるよう、同等の義務を強調するよう改めたうえで、国語で唱えることが出来ます。

結婚式がミサ聖祭ではなく「みことばの祭儀」で行われる場合（新郎新婦どちらか一方がカトリック信徒の場合、もしくはどちらも未信徒の場合）式のはじめにミサの書簡と福音が朗読され、新郎新婦に対し、常に祝別が授けられなければいけません。

（つづく）